

【定期性総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）】

1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、あましん定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ①普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）
 - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、定額複利預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③自動積立定期預金および定額積立定期預金（以下これらを「積立定期預金」といいます。）
 - ④定期積金
 - ⑤第2号の定期預金、第3号の積立定期預金または第4号の定期積金（以下これらを「総合口座定期性預金」といいます。）を担保とする当座貸越
ただし、預金者が未成年者の場合、当座貸越を利用することはできません。
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第4号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2.（取扱店の範囲）

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、定額複利預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、変動金利定期預金および自由金利型定期預金、積立定期預金、定期積金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これら総合口座定期性預金の預入れは、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

3.（定期預金等の自動継続）

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金は、通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金および定額複利預金に自動的に継続します。自動積立定期預金については、最長預入期限に自動的に期日指定定期預金に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および定額複利預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4.（預金の払戻し等）

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、この取引以外の定期預金への書替継続および積立定期預金、定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。なお、定期積金を解約する場合は定期積金掛込帳も併せて提出してください。定額積立定期預金の個別預金については、すべてその満期日にその元利合計額全額をとりまとめ、自動的に積立受取口座へ入金します。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、これら預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5.（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とす

る場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の総合口座定期性預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって積立定期預金の入金および定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。また、預金者が未成年者の場合、当座貸越を利用することはできません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の総合口座定期性預金残高の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条（貸越金利息等）第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に総合口座定期性預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。ただし、預金者が未成年者の場合、当座貸越を利用することはできません。
 - ①この取引の総合口座定期性預金残高には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に総合口座定期性預金があるときは、第8条（貸越金利息等）第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日（継続をしたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。貸越利率が同一となる総合口座定期性預金が数口ある場合も同様とします。
また定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている総合口座定期性預金について解約または（仮）差押えがあった場合には、第6条（当座貸越）第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押えにかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ②前号の場合、貸越金が増加したときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算の上普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金、自動積立定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金（M型）、定額積立定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - D 定額複利預金を貸越金の担保とする場合
その定額複利預金ごとにその「5年」の利率に年0.50%を加えた利率
 - E 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - F 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年1.00%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がございましたら直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③この取引の総合口座定期性預金の全額の解約により、総合口座定期性預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金、積立定期預金の元利金の支払いおよび定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、当金庫「手数料一覧」にもとづく再発行手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (6) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその補助人・保佐人・後見人もしくはそれらの承継人は取消を主張できないものとします。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めただけのほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと、当金庫が過失なく判断して行った払戻しにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

1 3. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利息等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条（貸越金利息等）第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利息等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

1 4. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、当店に提出してください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利息等があるときはそれらを支払ってください。なお、総合口座定期性預金の残高があるときは、別途に通帳を発行します。
- (2) 定期預金、積立定期預金および定期積金については、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。解約する場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約の場合、解約による払戻しを受ける正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
- (4) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (5) 前項のほか、当金庫に債権回収の必要がある場合、また、次の第1号から第8号の規定により、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、通知により解約する場合は、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利息等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に関する規定に違反した場合
 - ③ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑦ 別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」の各条項の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合
 - ⑧ この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合
なお、法令にもとづく場合にも同様に解約できるものとします。

1 5. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の総合口座定期性預金については、その満期日前でも貸越元利息等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の総合口座定期性預金を払戻し、貸越元利息等の弁済にあてる

- こともできるものとします。
- ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - ③第1号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店で申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金、積立定期預金の利率はその約定利率、定期積金についてはその約定利回りとします。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、積立定期預金、定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書面により行います。

17. (保険事故発生時における預金者および積金契約者からの相殺)

(定期預金・積立定期預金・定期積金)

- (1) 定期預金および積立定期預金、定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金または積金が第7条(貸越金の担保)第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳ならびに掛込帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。積金の場合は定期性総合口座通帳とともに提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
 - ②前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができますものとしてします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①定期預金、積立定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回りを適用するものとします。ただし、変動金利定期預金の場合、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(普通預金)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が

- 第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
 - (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (盗難通帳による預金等の不正払戻し被害補償)

- (1) 預金の払戻し
この預金を払戻すときは、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (2) 印鑑照合等
払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと、当金庫が過失なく判断して行った払戻しにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次項により補てんを請求することができます。
- (3) 盗難通帳による払戻し等
 - ①盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本項において「当該払戻し」という。）については、次の1)から3)のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - 1) 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - 2) 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - 3) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
 - ②前号の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前項本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - ③前2号の規定は、第1号にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
 - ④第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - 1) 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項

について偽りの説明を行ったこと

- 2) 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
 - ⑤ 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1号にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
 - ⑥ 当金庫が第2号の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
 - ⑦ 当金庫が第2号の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (4) 盗難通帳被害においてお客様の重大な過失または過失となりうる場合
- ① 預金者の重大な過失となりうる場合
預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。
 - 1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
 - 2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - 3) その他預金者に1) および2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※上記1) および2) については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。
 - ② 預金者の過失となりうる場合
預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。
 - 1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - 2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
 - 3) 印章を通帳とともに保管していた場合
 - 4) その他本人に1) から3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

19. (変更)

- (1) この規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合は、預金者の合意がなくとも変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

20. (準拠法、合意管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上